

## 国立大学法人弘前大学随意契約公表基準

平成18年 5月31日制定

平成20年 2月 8日改定

平成30年11月26日改定

本学における随意契約の公表基準は次のとおりとする。

### 1. 内容を公表する随意契約

- (1) 予定価格が500万円を超える工事又は製造
- (2) 予定価格が500万円を超える財産の買入れ
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が500万円を超える物件の借入れ
- (4) 予定価格が500万円を超える財産の売払い
- (5) 予定賃貸料の年額又は総額が500万円を超える物件の貸付け
- (6) 予定価格が500万円を超える役務

### 2. 公表の事項

- (1) 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
- (2) 契約担当役の氏名、部局の名称及び所在地
- (3) 随意契約を締結した日
- (4) 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (5) 随意契約に係る契約金額
- (6) 随意契約によることとした理由

### 3. 公表の時期及び方法

随意契約を締結した日の翌日から起算して72日以内に本学ホームページで公表する。

また、公表の期間は1年間とする。

### 4. 基準の適用開始時期

基準の適用開始時期は、平成18年4月1日契約分以降とする。